

【答申の概要】（諮問第269号）土木工事に係る資機材等の算定に関する文書の部分開示決定に対する審査請求

件 名	土木工事に係る資機材等の算定に関する文書の部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	別記のとおり
非 開 示 理 由	条例第7条第2号（個人情報）、第3号（事業活動情報）及び第6号（事務又は事業に関する情報）
実 施 機 関	静岡県知事
諮 問 期 日	令和7年3月27日
主 な 論 点	本件開示請求に対し、実施機関が条例第7条第6号に該当するとして行った非開示決定は妥当か。

審査会の結論

静岡県知事（以下「処分庁」という。）が別記に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）につき、その一部を静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第7条第6号該当を理由に非開示としたことは、妥当である。

審査会の判断

(1) 請求対象公文書について

請求対象公文書は、特定の土木事務所で発注した特定工事の工事設計書において、その予定価格を算定するために使用されたものである。

処分庁によると、処分庁が発注する建設工事及び業務委託において、予定価格を算出するための積算基準の決定にあたり、当該工事及び業務が可能な者から原則5者以上を選定し、文書による見積依頼の上、参考となる見積書を徴収しているとのことである。

(2) 審理対象部分について

審査請求人は、本件決定に係る理由記載及び請求対象公文書の一部を非開示としたことは違法である旨主張し、本件決定の取り消しを求めている。

これに対し、処分庁は、本件決定時においてはその一部を条例第7条第2号又は第3号に該当するとして部分開示としていたが、本件審査請求受理後、変更決定を行い、一部非開示としていた部分を開示したうえで、非開示とする条例の根拠規定も第2号、第3号又は第6号へ変更した。

変更決定後、審査請求人は、第2号及び第3号を根拠規定として非開示としたことは承服するものの、第6号を根拠規定として非開示としたことについては違法である旨主張し、審査請求を維持していることから、当審査会では、事案の一回的解決の要請も踏まえ、本件審理対象の部分は、本件決定の内容が実質的に変更された変更決定後の第6号の非開示部分とする。

ただし、審査請求人は本件決定時点における理由記載の違法性を主張していることから、本件決定時の理由記載を審査することとする。

(3) 条例の規定等について

処分庁が本件決定及び変更決定において非開示の根拠とした条例第7条第2号、第3号及び第6号の解釈については、条例の「解釈及び運用の基準」において、以下のとおり示されている。

ア 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非開示情報としている。非開示にしない情報としては次のとおりである。

(ア) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが認められる情報

(ウ) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

イ 条例第7条第3号アについて

条例第7条第3号アは、法人等の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非開示情報としている。

ここでいう「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、財産権的な権利にとどまらず、信教の自由、学問の自由等の非財産的権利も含まれ、公にすることにより、当該権利利益を侵害するおそれがあるかどうかは、法人等の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものとされている。

具体的には、生産技術、販売、営業等に関する情報で、他者に知られることが法人等の競争上の地位を害すると認められるものや、経営方針、経理、人事、労務管理に関する情報その他通常法人等の内部管理に属すべき情報であって、当該法人等の意思にかかわらず公にすることにより当該法人等の自治に対する不当な干渉となるものは、権利利益を害するおそれがあると認められる。

一方で、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報や、法人等が自ら公表している情報は、権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

ウ 条例第7条第3号イについて

条例第7条第3号イは、法人等の事業に関する情報であって、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報としている。

ここでいう「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」とは、条例にいう実施機関が法人等に情報の提供を要請し、当該法人等が公にしないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報である。実施機関において、当該情報の提出を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提出させた場合や法人等が自己に有利

な政策形成を求めて、その根拠資料を実施機関に自発的に提出した場合は、本号には該当しない。

そして、「法人等における通例として」とは、客観的にみて、当該法人等が属する業界、業種において、公にしないとする慣行が存在するかどうかにより、判断する。

また、「当時の状況等」とは、当該条件が付された時点における諸事情を基本に判断することを意味すると同時に、他方において、その後の事情変更を勘案する余地も残す趣旨である。

エ 条例第7条第6号について

本号は、公にすることにより、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記録されている場合は当該部分を非開示とすることを定めたものである。「適正」とは公にすることによる支障だけでなく、公にすることによる利益も考慮して判断しようとする趣旨である。したがって、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

(4) 本件決定及び変更決定の妥当性について

ア 本件決定時の理由記載について

(ア) 開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示するとき又は全部を開示しないときは、条例第11条第1項又は第2項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には、全部を開示する場合を除き、静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第8条と同様の趣旨で定められた条例第12条第1項に基づき、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由の提示を書面で行うことが必要である。この理由の提示の制度は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられたものであり、記載された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となり、取り消すべきものとなる。

(イ) また、部分開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第7条各号の非開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定の条項を示すだけでは、求められる理由付記として十分とはいえない。

(ウ) 当審査会において、本件決定時の公文書部分開示決定通知書の「当該規定を適用した理由」欄の記載を確認したところ、条例第7条第2号該当部分については、「見積書の担当者氏名及び押印、残土処分地一覧表に記載された担当者及び連絡先を開示することにより、個人の権利及び特定個人を識別できる恐れがあるため。」と記載されており、第3号該当部分については、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであるため。」と記載されており、非開示条項の規定をそのまま引用したに等しい内容が記載されているのみであった。

(エ) このような記載は、処分庁において、請求対象公文書がどのような理由で条例第7条第2号又は第3号の非開示情報に該当すると判断したのかが当該通知書の記載から了知できる

ものとは認められない。本件決定は、審査請求人において、どのような理由でどのような情報を非開示としたかを把握できるものではないといわざるを得ず、これのみをもって直ちに本件決定を取り消すべきとまではいえないものの、理由付記に不備がある決定であったと認められる。

イ 変更決定時の条例第7条第6号非開示部分について

審査請求人は、変更決定後の、第6号該当部分について開示すべきであると主張していることから、以下、変更決定時の第6号該当部分の非開示情報該当性について検討する。

- (7) 当審査会事務局職員において処分庁へ確認したところ、対象公文書である事業者から徴した見積書は、県が発注する公共工事の設計積算に関して、通常、個別の材料単価等については、県で定めた共通単価表や市販されている刊行物に記載された単価情報をもとに積算を行うところ、共通単価表や刊行物に掲載がない資材については、発注案件毎に、当該工事及び業務が可能な者から原則5者以上を選定し、それぞれに見積書の提出を依頼したうえで、提出された見積書の価格を参考に当該資材単価を決定する取扱いとしているとのことである。さらに、見積依頼を受けた事業者には、見積書の提出義務はなく、あくまで任意で協力を受けているとのことであった。
- (4) 変更決定の第6号該当部分において、処分庁は、対象公文書のうち公開しない部分を「業者名（業者名には、業者名特定可能な住所及び連絡先等の情報を含む。）」としたうえで、当該規定を適用した理由について、「当該情報を公にすると、今後業者から見積りへの協力が得られなくなるなど、実施機関の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」と、公文書部分開示決定通知書の別紙に記載している。
- (7) 上記のとおり、公共工事の積算で使用する事業者からの見積書徴取の取扱いは、事業者が自ら取り扱っている資材の価格に関する情報を県に無償で提供し、さらに県では、事業者から提供を受けた単価情報を、工事の設計書に反映させるというものであるが、限られた予算でより効果的に公共工事を施工するうえで、資材の実勢価格に相当する単価情報は、県の事業の適正な遂行に不可欠な情報に該当すると認められる。この点、見積書を提出した事業者も、自社の資材取引に係る価格情報を提供するものであり、通常、商取引によって経営を賄う民間事業者にとって、自社の取引価格は、経営において重要な情報に相当することから、事業者の固有の内部情報であると認められる。
- (エ) また、処分庁に対し、公共工事に関する情報公開に関して確認したところ、以下のような説明があった。
 - a 工事設計書について、契約締結後に公文書開示請求があった場合には、原則として、全部開示決定を行っている。
 - b 公共工事の設計積算に採用された見積書の単価情報は、契約締結後は工事設計書の単価表として、公開される。
 - c bを踏まえ、公共工事の施工に関する見積情報に関する情報公開を求められた際には、単価情報については開示するものの、見積事業者の名称は非公開とすることとしている。
- (オ) このことからすると、処分庁が説明する、見積書を提出した事業者に関する情報と、その見積りをした単価を同時に公開することは、県の協力に応じた事業者の営業情報を広く明ら

かにすることになり、結果として、他者は、公開された情報を基に自らの見積りを調整し、営業戦略上優位に立つ可能性があり、逆に見積書を提出した事業者はその後の事業活動において不利な立場に置かれるおそれがあること、県に提供した自社の見積情報が情報公開制度に基づき、広く公にされる事実を知った事業者が自らの事業活動上で不利な立場におかれることを危惧して見積書の提出を拒んだり、また、今回のように見積業者名を公にしないとの条件の下で任意の協力を得て入手したものである場合、処分庁と事業者との信頼関係が損なわれるおそれがある。

- (カ) よって、当該情報が公になれば、事業者との信頼関係が損なわれ、今後、見積書作成の協力を得ることが困難になる可能性があり、工事設計の参考情報となる見積書を得られなくなると、適正な積算ができなくなり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 結論

以上のことから、条例第7条第6号を理由に非開示としたことは、妥当である。

別記 本件対象公文書

特定の16工事分の工事設計書（当初）のうち見積依頼書、見積書、見積書辞退届、見積書を整理した表、単価表、一覧表、一覧表を整理した表、価格表及び建設物価